第４章　障害福祉サービス等の活動指標

１　訪問系サービス

（１）現状と課題

○　訪問系サービスを提供する事業所は、市内に１１ヵ所あります。また、市内に「行動援護」や「重度障害者等包括支援」を提供できる事業所はありません。（平成２９年８月１日時点）

○　近隣の１０自治体（日進市、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、長久手市、東郷町、みよし市、大府市、名古屋市天白区、名古屋市名東区）における訪問系サービスの支援者数の平均は、約７００人の人口に対して１人の支援者がいる割合となります。本市の状況は、約１，３００人に１人の状況にあり、近隣市町との平均を比較して支援者数が少ない状況にあります。（平成２９年８月時点。WAM-NET 情報等参照。）

○　事業所の取り組みでは、訪問系サービスに加えて、移動支援事業や福祉有償運送事業の移動に関する事業と一体的な取り組みが行われています。

○　制度改正により平成３０年度から、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している人に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるようになりました。

○　アンケート調査の項目をクロス集計することにより推察される潜在的ニーズは、以下のとおりです。

事業種別	利用意向率
居宅介護	0.05
重度訪問介護	0.04
行動援護	0.1
同行援護	0
重度障害者等包括支援	0.007

○　訪問系サービスの充実希望に関するアンケート調査では、「職員体制の充実」が一番高い改善希望となっています。その他の希望としては、「専門性（知識・技術）の向上」「障害への理解」の順に改善希望が高い結果となっています。

【実績及び支出額】　　（年号:平成、単位:上段/時間、中段/人、下段/円）

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
居宅介護	14,367	13,754	14,118	16,224	17,079
	610	618	759	894	1,062
	60,373,071	60,984,324	65,475,312	82,117,920	93,609,434
重度訪問介護	12,646	13,140	12,359	12,442	12,126
	95	95	86	95	89
	34,221,199	37,736,417	36,733,180	38,612,932	37,166,062
行動援護	0	172	233	552	449
	0	16	20	38	36
	0	1,156,527	1,675,751	3,002,604	2,572,575
同行援護	1,648	1,649	1,726	1,992	2,199
	93	113	133	171	171
	3,959,455	3,840,941	3,937,111	5,129,345	5,734,865
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
支出合計	98,553,725	103,718,209	107,821,354	128,862,801	139,082,936
増加率	－	105.2%	104.0%	119.5%	107.9%

（２）必要見込量 ・・・

【年間の活動指標】　　（年号:平成、単位:上段/時間、中段/人、下段/円）

	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護	19,426	20,537	21,696	22,904
	1,208	1,277	1,349	1,424
	106,471,370	112,562,566	118,914,410	125,538,056
重度訪問介護	12,735	13,796	14,911	16,081
	94	101	109	118
	39,033,106	42,285,705	45,701,699	49,289,296
行動援護	489	633	790	960
	39	51	63	77
	2,799,473	3,625,213	4,523,783	5,501,605
同行援護	2,125	2,054	1,985	1,919
	165	160	154	149
	5,542,696	5,356,967	5,177,461	5,003,970
重度障害者等包括支援	0	0	0	0
	0	0	0	0
	0	0	0	0
支出見込額	153,846,645	163,830,451	174,317,353	185,332,927

（3）必要見込量の確保のための方策

○　訪問系サービスは、市内及び近隣に所在する事業所を対象に、その必要見込量の確保に努めていきます。

○　同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する共生型サービスの動向を注視しつつ、介護保険事業者向けに障害者に対する支援講習を開催するなど、介護保険事業所が障害者福祉に参入しやすくする取り組みを進めていくことで、訪問系サービスに従事する支援者の充実を図っていきます。

○　「行動援護」や「同行援護」を実施するためには、所定の研修を受講する必要があることから、障害者福祉センターの人材育成事業等において従事者養成講座を開催するなど､障害保健福祉圏域で連携する中で、事業所の充実や支援者の質的向上に取り組んでいきます。

2　日中活動系サービス

（1）現状と課題

○　日中活動系サービスは、市内には生活介護事業所が５ヵ所（うち２ヵ所は基準該当事業所）あり、「自立訓練」や「療養介護」を提供する事業所はありません。（平成２９年８月１日時点）

○　「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」と「療養介護」は、県内においても対応可能な事業所が限られています。

○　近隣の１０自治体における日中活動系サービスの定員数の平均は、約４５０人の人口に対して１人の定員となります。本市の状況は、約８５０人に１人の状況にあり、近隣市町との平均を比較して定員数が少ない状況にあります。（平成２９年８月時点）

○　アンケート調査の項目をクロス集計することにより推察される潜在的ニーズは、以下のとおりです。

事業種別	利用意向率
生活介護	0.03
自立訓練	0.11
療養介護	0.003

○　日中活動系サービスの充実希望に関するアンケート調査では、「職員体制の充実」が一番高い改善希望となっています。次いで、改善希望について「特になし」との回答が多く、その次に、「専門性（知識・技術）の向上」と「事業所への送迎」が同率で、改善希望が高い結果となっています。

○　国の指針等においては、生活介護利用者においても就労が可能な人が就労を目指せるような取り組みが求められています。

【実績及び支出額】　　（年号:平成、単位:上段/日数、中段/人、下段/円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
生活介護	20,796	20,709	21,564	21,451	21,541
	1,108	1,138	1,270	1,320	1,347
	170,183,759	178,397,558	199,000,558	208,903,687	215,400,749
自立訓練（機能訓練）	24	88	8	51	0
	9	23	4	4	0
	192,419	602,293	55,787	329,122	0
自立訓練（生活訓練）	106	125	112	170	182
	14	18	6	11	20
	764,842	817,248	611,364	1,039,734	1,240,323
療養介護	365	303	0	0	0
	12	10	0	0	0
	3,119,270	2,587,620	0	0	0
支出合計	174,260,290	182,404,719	199,667,709	210,272,543	216,641,072
増加率	－	104.7%	109.5%	105.3%	103.0%

（参考）

旧法施設支援	512	－	－	－	－
	42.7	－	－	－	－
	4,170,183	－	－	－	－

※旧法施設支援は、障害者自立支援法以前の制度に基づく施設サービス（身体障害者更生援護施設（更生、授産等）、知的障害者援護施設（更生、授産等））。平成２４年３月末までの経過措置がとられました。

（２）必要見込量

○　「生活介護」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「療養介護」の必要見込量は、過去実績から推察される増加数値等を考慮し、アンケート調査結果の利用意向率を乗じた数値を基本に算出しています。

○　必要見込量から算出される日中活動系サービスにおける平成３２年度の支出見込額は、年額で２億９千万円程度と推測されます。

【年間の活動指標】　（年号:平成、単位:上段/日数、中段/人、下段/円）

	29年度	30年度	31年度	32年度
生活介護	24,303	25,338	26,412	27,528
	1,520	1,584	1,652	1,721
	243,015,125	253,364,823	264,111,783	275,271,254
自立訓練（機能訓練）	258	305	351	394
	24	28	33	37
	1,897,447	2,245,349	2,577,844	2,895,615
自立訓練（生活訓練）	193	407	635	876
	21	45	70	96
	1,316,935	2,776,277	4,325,760	5,970,950
療養介護	365	365	365	365
	12	12	12	12
	3,119,270	3,119,530	3,119,790	3,120,050
支出見込額	249,348,777	261,505,979	274,135,177	287,257,869

（３）必要見込量の確保のための方策

○　日中活動系サービスについては、市内及び近隣に所在する事業所を対象に、その必要見込量の確保に努めていきます。

○　日中活動系サービスの実施を希望する事業所に対して、設置に関する助言指導等の支援を行っていくなど、市内事業所の充実に努めていくとともに、就労を希望する人が生活介護から就労系サービスに移行できるような取り組みについて検討していきます。

○　地域活動支援センター事業から自立訓練等の日中活動系サービスへ移行するなど、事業内容の見直しや事業移行に必要な取り組み等を進めていきます。

3　就労系サービス

（1）現状と課題

○　就労系サービスは、市内には就労移行支援事業所が１ヵ所、就労継続支援Ａ型事業所が３ヵ所、Ｂ型事業所が５ヵ所あります。（平成２９年８月１日時点）

○　近隣の１０自治体における就労系サービスの定員数の平均は、約５５０人の人口に対して１人の定員となります。本市の状況は、約６００人に１人の状況にあり、近隣市町との平均を比較して平均的な状況にあります。（平成２９年８月時点）

○　就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズは、より一層多様化かつ増大するものと考えられます。 このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービス「就労定着支援」が、平成３０年度から制度改正により新たに創設されました。

○　アンケート調査の項目をクロス集計することにより推察される潜在的ニーズは、以下のとおりです。

事業種別	利用意向率
就労移行支援	0.03
就労継続支援	0.13
就労定着支援	0.47

○　就労系サービスの充実希望に関するアンケート調査では、「職員体制の充実」が一番高い改善希望となっています。次いで、改善希望について「特になし」との回答が多く、その次に、「専門性（知識・技術）の向上」と「事業所への送迎」が同率で、改善希望が高い結果となっています。

○　特別支援学校の卒業後に就労継続支援Ｂ型を利用するためには、原則として「就労移行支援」を利用しなければならないため、地域の就労移行支援事業所との連携が強く求められます。

【実績及び支出額】　　（年号:平成、単位:上段/日数、中段/人、下段/円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
就労移行支援	1,021	2,073	3,112	3,144	3,943
	62	146	186	198	261
	9,955,082	22,023,791	34,557,828	34,857,056	42,521,981
就労継続支援（A型）	4,062	4,159	4,011	6,328	8,945
	205	215	210	321	477
	24,538,664	26,088,242	25,522,035	39,226,032	56,215,453
就労継続支援（B型）	5,241	6,556	6,774	6,912	7,209
	353	425	438	456	466
	34,954,284	44,892,331	46,707,505	47,320,802	50,641,650
支出合計	69,448,030	93,004,364	106,787,368	121,403,890	149,379,084
増加率	－	133.9%	114.8%	113.7%	123.0%

（２）必要見込量 ・・・

（３）必要見込量の確保のための方策

○　就労系サービスについては、市内及び近隣に所在する事業所を対象に、その必要見込量の確保に努めていきます。

○　障害者福祉センターの人材育成事業等において、支援に対する専門性の向上を図る講座を開催するなど、就労系サービスにおける支援者の質的向上を図っていきます。

○　「にっしん版チャレンジ雇用」について、就労移行支援事業所との連携を強化するなど、障害のある人の一般就労の支援に取り組んでいきます。

○　市内の就労系サービス事業所を支援するため、行政関係機関等に障害者優先調達推進法の趣旨や市内事業所の取組内容等の周知など、障害者支援施設等からの優先調達の促進に努めていきます。

○　特別支援学校の卒業時等に、当事者やその家族が安心して就労移行支援を利用できるように就労移行支援事業所と特別支援学校や相談支援事業所等との連携を強化していきます。

○　中高生の時期から就労を見据えた支援に取り組んでいくため、放課後等デイサービス事業所等と連携し、先進的な取り組みを参考に可能な支援方法等について検討していきます。

○　地域生活支援事業においても、就労系サービスと連携し、地域の障害者就労の向上につながる新たな取り組みについて調査研究を進めていきます。

○　障害者福祉に関するホームページにおいて、就労系サービス事業所が取り扱う商品やサービス等について情報提供を行うなど、市民に対して障害者就労に関する啓発を進めていきます。

4　居住（宿泊）系サービス

（1）現状と課題

○　居住（宿泊）系サービスは、市内には共同生活援助事業所（グループホーム）が３ヵ所、施設入所支援施設が１ヵ所、短期入所事業所が３ヵ所あります。（平成２９年８月１日時点）

○　近隣の１０自治体における「共同生活援助」の定員数の平均は、約１，８５０人の人口に対して１人の定員となります。本市の状況は、約２，２００人に１人の状況にあり、近隣市町との平均を比較して少ない状況にあります。（平成２９年８月時点）

○　近隣の１０自治体における短期入所事業所数の平均は、約２万７，３００人の人口に対して１つの事業所となります。本市の状況は、約２万９，８００人に１つの事業所の状況にあり、近隣市町との平均を比較して若干少ない状況にあります。（平成２９年８月時点）

○　平成３０年度中に共同生活援助事業所が１ヵ所開所する予定です。そのため、市内事業所の定員数の状況の改善が見込まれます。

○　障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス「自立生活援助」が、平成３０年度から制度改正により新たに創設されました。

○　アンケート調査の項目をクロス集計することにより推察される潜在的ニーズは、以下のとおりです。

事業種別	利用意向率
共同生活援助	0.13
施設入所支援	0.15
短期入所	0.13
自立生活援助	0.32

○　居住（宿泊）系サービスの充実希望に関するアンケート調査では、「職員体制の充実」が一番高い改善希望となっており、次いで「事業所への送迎」「特になし」の順に高い結果となっています。

○　国の基本指針において、地域生活への移行を想定した宿泊体験や緊急一時預り、相談支援等を実施する地域支援拠点等の整備が求められています。

○　共同生活援助事業所については、本市に住む障害のある人の地域生活への移行を考慮した場合、本市に住む障害のある人が利用することを想定した共同生活援助事業所の設置が求められます。

【実績及び支出額】　（年号:平成、単位:上段/日数、中段/人、下段/円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
共同生活援助	639	721	5,219	5,867	6,751
	23	24	216	237	270
	1,343,739	1,369,949	31,379,014	41,319,775	44,493,219
共同生活介護	4,125	4,724	－	－	－
	166	202	－	－	－
	20,876,839	25,429,368	－	－	－
施設入所支援	8,980	8,748	8,078	8,065	6,955
	307	295	273	280	239
	33,755,690	34,663,487	31,347,338	33,006,291	28,484,021
短期入所	700	862	1,126	1,282	1,868
	184	224	258	289	367
	6,433,582	6,961,902	8,763,087	11,077,618	16,202,272
支出合計	62,409,850	68,424,706	71,489,439	85,403,684	89,179,512
増加率	－	109.6%	104.5%	119.5%	104.4%

（参考（再掲））

旧法施設支援	512	－	－	－	－
	42.7	－	－	－	－
	4,170,183	－	－	－	－

※共同生活援助と共同生活介護は、制度改正により平成26年度から共同生活援助へ一元化されました。

（２）必要見込量

○　「共同生活援助」「施設入所支援」「短期入所」の必要見込量は、過去実績から推察される増加数値等を考慮し、アンケート調査結果の利用意向率を乗じた数値を基本に算出しています。

○　「自立生活援助」の必要見込量は、アンケート調査結果の利用意向率を乗じた数値を基本に、主な対象者の人数の過去実績から推察される増減率を考慮して算出しています。

○　必要見込量から算出される居住（宿泊）系サービスにおける平成３２年度の支出見込額は、年額で１億５千万円程度と推測されます。（自立生活援助を除く）

【年間の活動指標】　　（年号:平成、単位:上段/日数、中段/人、下段/円）

		29年度	30年度	31年度	32年度
共同生活援助		8,330	9,635	11,024	12,501
		333	385	441	500
		54,900,183	63,502,688	72,653,114	82,386,360
施設入所支援		8,282	7,739	7,243	6,791
		285	266	249	233
		33,917,100	31,693,404	29,664,726	27,813,964
短期入所	福祉型	3,219	3,556	3,912	4,288
		618	682	751	823
	医療型	72	80	88	96
		29	32	35	38
		28,545,163	31,536,596	34,692,762	38,022,733
自立生活援助（30年4月～）		－	－	－	－
		－	215	443	686
		－	－	－	－
支出見込額		117,362,446	126,732,688	137,010,602	148,223,057

※自立生活援助は、利用者数の見込みのみ設定。

（3）必要見込量の確保のための方策

○　「共同生活援助」「短期入所」については、市内及び近隣に所在する事業所を対象に、その必要見込量の確保に努めていきます。

○　市内において共同生活援助事業所や短期入所事業所の施設整備に向けて、施設整備補助等に関する情報提供や関係機関との調整をはじめ、公共用地の活用検討など、可能な支援を進めていきます。

○　障害者福祉センターの人材育成事業等において、障害の特性と支援方法について学ぶ支援者スキルアップ講座を開催するなど、職員体制の充実や専門性の向上を図っていきます。

○　国の基本指針に基づき、入所等から地域生活への移行に向けて、地域生活支援拠点等の整備を図っていきます。

○　「短期入所」については、介護保険サービスの小規模多機能型居宅介護サービス事業所等に対して、基準該当サービスの実施について働きかけを進めていきます。

5　相談支援系サービス

（1）現状と課題

○　特定相談支援事業所は、市内には基幹相談支援センター（以下「センター」という。）を含め２ヵ所あります。また、「障害児相談支援」「一般相談支援」はセンターのみとなります。（平成２９年８月１日時点）

○　現在、計画相談支援の業務がセンターに集中し、センターの本来業務の支障となっていることから、特定相談支援事業所等の充実が求められます。

○　近隣の１０自治体における相談支援員数の平均は、約１万５，０００人の人口に対して１人となります。本市の状況は、約１万３，５００人に１人の状況にあり、近隣市町との平均を比較して支援員数は平均的な状況にあります。（平成２９年８月時点）

○　アンケート調査の項目をクロス集計することにより推察される潜在的ニーズは、以下のとおりです。

事業種別	利用意向率
相談支援	0.05

【実績及び支出額】　（年号:平成、単位:上段/人、下段/円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
計画相談支援	34	103	204	355	423
	1,339,860	1,659,751	3,253,953	6,332,941	7,670,853
地域移行支援	0	0	4	0	0
	0	0	127,763	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
支出合計	1,339,860	1,659,751	3,381,716	6,332,941	7,670,853
増加率	－	123.9%	203.8%	187.3%	121.1%

（２）必要見込量 ・・・

6　障害児支援系サービス

（1）現状と課題

○　障害児支援系サービスは、子ども発達支援センターすくすく園を地域の中核施設である児童発達支援センターと位置付けしています。

○　平成２９年８月時点で、市内に児童発達支援事業所が４ヵ所、放課後等デイサービス事業所が１２ヵ所、保育所等訪問支援事業所が１ヵ所あります。なお、市内に障害児入所支援施設はありません。

○　近隣１０自治体における障害児系サービスの定員数の平均は、約６１０人の人口に１人の定員となります。本市の状況は、約５００人に１人の状況にあり、近隣市町と比較して充実した状況にあります。

○　アンケート調査の項目をクロス集計することにより推察される潜在的ニーズは、以下のとおりです。

事業種別	利用意向率
児童発達支援	0.21
放課後等デイサービス	0.30
保育所等訪問支援	0.37
医療型児童発達支援	0.32
居宅訪問型児童発達支援	0.15
福祉型児童入所支援	0.13
医療型児童入所支援	0.12
障害児相談支援	0.06

○　障害児支援系サービスの充実希望に関するアンケート調査では、「専門性の向上」と「職員体制の充実」が一番高い改善希望となっており、次いで「開所時間の延長」「開所日の拡大」の順で高い結果となっています。

○　今後の充実希望に関するアンケート調査では、「保育所などへの巡回指導」「障害児教育」のニーズが高い結果となっています。

○　国の基本指針においては、障害児支援の体制整備について、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策や教育委員会等との連携、重症心身障害児を主に受け入れる事業所や医療的ケア児を地域で支援するための関係機関の協議の場の設置、医療的ケア児支援の調整を行うコーディネーター配置の推進等が求められています。

○　平成２６年１月から同年７月に国において「障害児支援の在り方に関する検討会」が開催され、「今後の障害児支援の在り方について（報告書）～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」（以下「報告書」という。）が取りまとめられました。

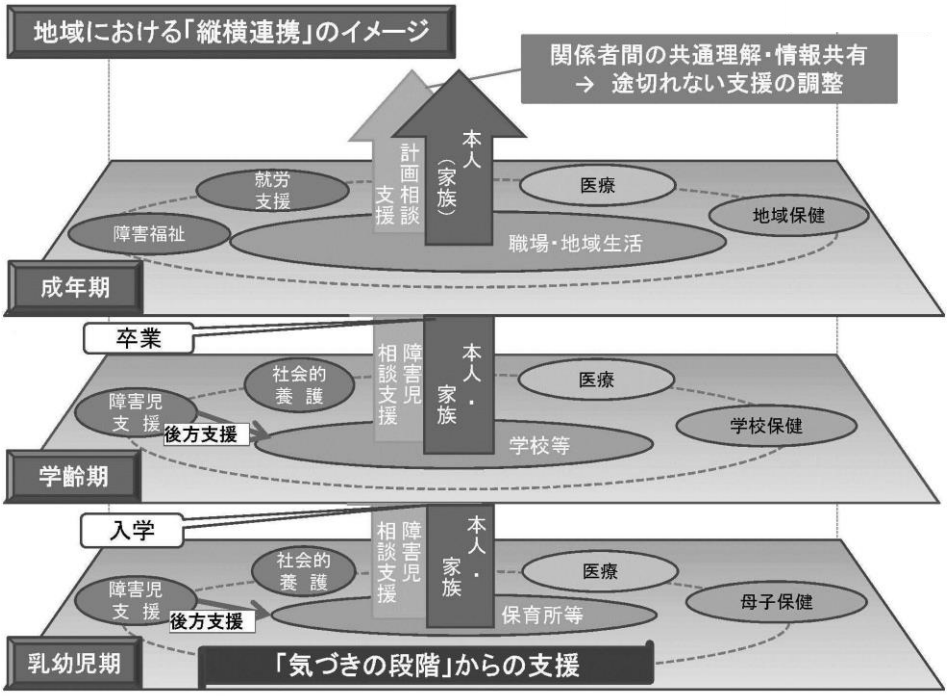
○　報告書における今後の障害児支援の在り方を考える重要なポイントとしては、「①地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮」「②障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮」「③障害児本人の最善の利益の保障」「④家族支援の重視」の４つの視点が示されています。

○　報告書の基本理念から、障害児を含む児童に対する第１義的な支援としては、子育て支援施策における支援を念頭に置く必要があり、今後は、保育所や放課後児童クラブ等の子育て支援施策における障害児の受入れの促進が重要となります。

○　保育所や幼稚園等の子育て支援施策においても療育を提供する機関のひとつに位置付けられることから、療育の専門員に療育を依存するのではなく、双方の支援者がチームで支援する体制づくりが求められます。

○　児童発達支援センター等の役割は、施設等が持っている専門的な知識・経験に基づいて、子育て支援施策をバックアップする「後方支援」に位置づけられます。

○　児童発達支援センター等における支援のあり方としては、保育所等訪問支援等を積極的に活用して保育所等の育ちの場における障害児の支援に協力できるような体制づくりを進めていくことが課題となっています。



【実績及び支出額】　（年号:平成、単位:上段/日数（件数）、中段/人、下段/円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
児童発達支援（福祉型）	6,022	11,471	15,733	16,882	16,173
	788	1,403	2,209	2,385	2,330
	50,888,900	85,095,730	107,527,498	121,569,701	122,007,465
児童発達支援（医療型）	84	6	0	0	0
	11	1	0	0	0
	329,029	19,566	0	0	0
放課後等デイサービス	4,945	7,323	13,823	18,197	22,351
	557	761	1,782	2,393	3,203
	47,782,688	62,158,117	111,221,593	164,144,174	193,464,944
保育所等訪問支援	35	30	22	24	27
	11	17	22	19	27
	241,302	233,984	184,170	161,588	219,373
障害児相談支援	－	－	－	－	－
	222	273	338	297	427
	3,366,000	4,366,000	5,425,940	6,007,613	9,180,160
支出合計	102,607,919	151,873,397	224,359,201	291,883,076	324,871,942
増加率	－	148.0%	147.7%	130.1%	111.3%

（２）必要見込量 ・・・

（３）必要見込量の確保のための方策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○　子ども・子育て支援事業計画や教育振興基本計画等と連携し、子どもの障害の有無に関わらずに、必要な子育て支援施策が提供される地域づくりを進めていきます。

○　障害児支援系サービスについては、市内及び近隣（障害保健福祉圏域等）に所在する事業所を対象に、その必要見込量の確保に努めていきます。

○　子ども発達支援センターを中核に、福祉、保健、医療、学校等の関係機関によるネットワークのさらなる強化を図っていくとともに、巡回支援専門員整備事業や親子通園事業等と連携しながら、障害の早期発見・早期療育の支援体制づくりを進めていきます。

○　児童発達支援センター地域支援機能強化事業や人材育成事業等において、地域における子育て支援事業や障害児通所支援事業所等に支援方法の技術的指導等を行っていくことで、より専門性の高い支援が提供されるよう療育の質的向上を図っていきます。

○　上記のうち、特に家族支援の具体的な方策として、ペアレント・プログラムによる、保護者を継続的に支援する体制づくりを検討していきます。

○　子ども発達支援センターは、子育て支援施策に対する後方支援機関の位置付けを明確にし、重症心身障害児等の障害状況が重度で、子育て支援施策での対応が困難な児童や虐待が疑われる等の特別な支援が求められる児童の受入を優先していきます。

○　市内の特定障害児相談支援事業者を育成していくため、市内の障害福祉サービス事業所等に対して、相談支援専門員の養成に関する情報提供や補助金交付等の支援策について検討していきます。

○　主に重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、近隣の通所可能な重症心身障害児用の事業所を視野に入れながら、体制整備を検討していきます。

○　医療的ケアが必要な障害児が地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関の連携を図る協議会の設置を進め、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成・配置について検討していきます。

7　子ども・子育て支援系サービス

（1）現状と課題

○　平成２９年４月現在、市内に保育園が１４ヵ所、小規模保育事業所が３ヵ所、認可外保育施設が７ヵ所、認定こども園が２ヵ所、幼稚園が６ヵ所、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）が２６ヵ所あります。

○　発達が気になる子どもや障害のある子どもが幼稚園、保育園、学校などに通う上で必要な支援に関するアンケート調査では、「集団生活の適応訓練」が最も高く、次いで「日常生活の訓練」「療育に関する相談支援」の順で高い結果となっています。

○　基本指針等において、障害児支援の体制整備について、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策や、教育委員会等との連携を確保することが求められています。

○　前述６（１）の報告書の基本理念から、障害児を含む児童に対する第１義的な支援としては、子育て支援施策における支援を念頭に置く必要があり、今後は、保育所や放課後児童クラブ等の子育て支援施策における障害児の受入れの促進が重要となります。

○　保育所や幼稚園等の子育て支援施策においても、療育を提供する機関のひとつに位置付けられることから、療育の専門員に療育を依存するのではなく、双方の支援者がチームで支援する体制づくりが求められます。

○　児童発達支援センター等の役割は、施設等が持っている専門的な知識・経験に基づいて、子育て支援施策をバックアップする「後方支援」に位置づけられます。

○　ここでは、児童発達支援センター等のバックアップを受けることにより、子育て支援施策が受け入れるべき定量的な目標値を定めます。

【実績】（年号:平成、単位:上段/障害児数、中段/総利用実人数、下段/障害児の割合）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
保育園を利用する障害児数	39	40	53	58	70
	1,460	1,482	1,467	1,545	1,584
	2.7%	2.7%	3.6%	3.8%	4.4%
認定子ども園を利用する障害児数	－	－	0	0	0
	－	－	48	47	82
	－	－	0.0%	0.0%	0.0%
幼稚園を利用する障害児数	13	17	34	27	21
	1,869	1,851	1,856	1,857	1,855
	0.7%	0.9%	1.8%	1.5%	1.1%
放課後児童健全育成事業を利用する障害児数	4	7	5	8	8
	662	705	642	568	609
	0.6%	1.0%	0.8%	1.4%	1.3%
障害児数合計	56	64	92	93	99
増加率	－	114.3%	143.8%	101.1%	106.5%

（２）必要見込量 ・・・

【年間見込】（年号:平成、単位:上段/障害児数、中段/総利用実人数、下段/障害児の割合）

	29年度	30年度	31年度	32年度
保育園を利用する障害児数(認定こども園含む)	99	112	121	131
	2,256	2,402	2,432	2,490
	4.4%	4.7%	5.0%	5.3%
幼稚園を利用する障害児数	21	30	39	46
	1,933	1,933	1,965	2,031
	1.1%	1.6%	2.0%	2.3%
放課後児童健全育成事業を利用する障害児数	8	12	14	17
	638	643	649	653
	1.3%	1.9%	2.3%	2.7%
利用見込人数	128	154	174	194

※総利用実人数は、「日進市子ども・子育て支援計画」中間見直し後の「量の見込」を参照。
認定こども園は、平成28年度から利用申込が保育園等と一元化され、子ども・子育て支援計画上、合算して見込み量を算出しているため、保育園に含めます。

（3）必要見込量の確保のための方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 子ども・子育て支援事業計画や教育振興基本計画等と連携し、子どもの障害の有無に関わらずに、必要な子育て支援施策が提供される地域づくりを進めていきます。

○ 保育所や幼稚園等の子育て支援施策において、障害のある子どもや発達が気になる子どもの支援について、個々の発達に応じた適切な支援が提供されるよう、現場の保育士等及び事業所の支援者等が、療育的支援の知識と技術を習得できる体制づくりを進めていきます。

○ 子ども発達支援センターにおいて「児童発達支援センター地域支援機能強化事業」を実施し、保育所等訪問支援等の訪問型支援の体制強化を図っていきます。

○ 子ども発達支援センターを中核に、福祉、保健、医療、学校等の関係機関によるネットワークのさらなる強化を図っていくとともに、巡回支援専門員整備事業や親子通園事業等と連携しながら、障害の早期発見・早期療育の支援体制づくりを進めていきます。

○ 児童発達支援センター地域支援機能強化事業や人材育成事業等において、地域の子育て支援事業や障害児通所支援事業所等に、発達支援セミナー等の勉強会や、支援方法の技術的指導等を行っていくことで、地域における療育の質的向上を図っていきます。

○ 特に家族支援の具体的な方策として、子育て支援施策も含めた、ペアレント・プログラムによる継続的な保護者の支援体制づくりを検討していきます。